

健康福祉委員会 令和2年6月15・16日
健康政策部 資料 26 番
所管 健康づくり課

## 妊婦へのタクシー等に利用できるチケットの配布について

新型コロナウイルス感染予防のため、妊婦に対して衛生資材の購入や健診の際のタクシー等にも利用できるチケットを配布する。

申請時に妊婦面接やアンケートを実施し、保健師等による状況把握や支援を行うことで、妊婦の不安を軽減する。

- 1 対象者  
令和2年4月1日以降に妊娠している方で、大田区の妊婦面接を受けられた方
- 2 配布チケット  
こども商品券 1万円分（500円券×20枚）
- 3 申請方法
  - (1) 既に妊婦面接を受けている方  
大田区ホームページの電子申請システムから申請  
（電子申請システムでアンケートを実施）
  - (2) 新たに妊婦面接を受ける方  
保健師等による面接時に申請  
（健康づくり課・各地域健康課で面接を実施）
- 4 申請開始日  
令和2年6月1日
- 5 周知方法
  - (1) 出産予定日が4月1日以降の方へ事業案内を郵送
  - (2) 大田区ホームページ
  - (3) 大田区きずなメール